

## 中小企業等金融円滑化法期限到来後の対応

**中小企業金融円滑化法**は平成 25 年 3 月末に期限が到来しました。金融機関からの返済圧力が強くなる、中小企業の倒産が増える等デマにも似た情報が流れていますが、金融機関から借り入れのある経営者の皆さま、まずは、落ち着いてください。

円滑化法が施行されていた間は、債務者サイドに立って“債務の返済猶予”の色彩が強かったように思います。経営計画は、“絵に描いた餅”でも許されていました。しかし、円滑化法の期限到来で外部環境は大きく変わります。しかし、それは、決して“貸し剥がし”を意味するものではありません。国は、金融機関に対し中小企業・小規模事業者の経営支援に一層取り組むように促します。一方で、中小企業・小規模事業者に**経営改善計画**策定のための支援を実施すべく予算化しています。

**経営改善計画**は作成しただけでは、何の結果ももたらしません。それを実現して初めて、会社の成長や再生に繋がるものです。実現するためには、絶えず計画と実績を対比させ、何度でも必要な対応を取らなければなりません。

今後、より重要なことは、経営者の皆さまが意識を変えることだと思います。「従来とは違う会社に生まれ変わるのだ！そのために、会社(自分)を変えるのだ！」と。

このようなお手伝いを喜んでさせていただきます。